

# ○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合監査委員条例

昭和45年3月5日

条例第11号

改正 平成3年11月条例第2号

令和3年11月 同 第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の定数)

第2条 本組合の監査委員の定数は、2人とする。

(定期監査)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第4項の規定による監査を行うときは、監査委員は、その都度期日を指定し、その期日の15日前までに通知しなければならない。

(随時監査)

第4条 法第199条第2項又は第5項の規定による監査を行うときは、当該監査期日の5日前までにその旨を通知しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(特別監査)

第5条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項並びに法235条の2第2項の規定による監査の請求又は要求があるときは、監査委員は、7日以内にその請求又は要求に係る事項について監査に着手しなければならない。

(現金出納の例月検査)

第6条 法第235条の2第1項の規定による現金出納の例月検査は、毎月25日から月末までの間に行う。ただし、特別の事情があるときは、監査委員が別に定める。

(職員の賠償責任に対する監査又は審査)

第7条 法第243条の2第3項の規定により管理者から監査の要求があったときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。

2 法第243条の2第8項の規定による意見を求められたときは、監査委員は、30

日以内にこれを審査し、意見を付して管理者に回付しなければならない。

(決算審査意見書等の提出)

第8条 法第233条第2項及び法第241条第5項の規定による審査に係る意見書は、審査に付された日から90日以内に管理者に提出しなければならない。

(公表)

第9条 法第75条第2項及び第3項、法第199条第9項並びに法第242条第3項、第4項及び第9項の規定による公表は、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合公告式条例（昭和44年条例第2号）の規定により行うものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（平成3年11月条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。